

平成 29 年度 公共サービスイノベーションPF in 四国

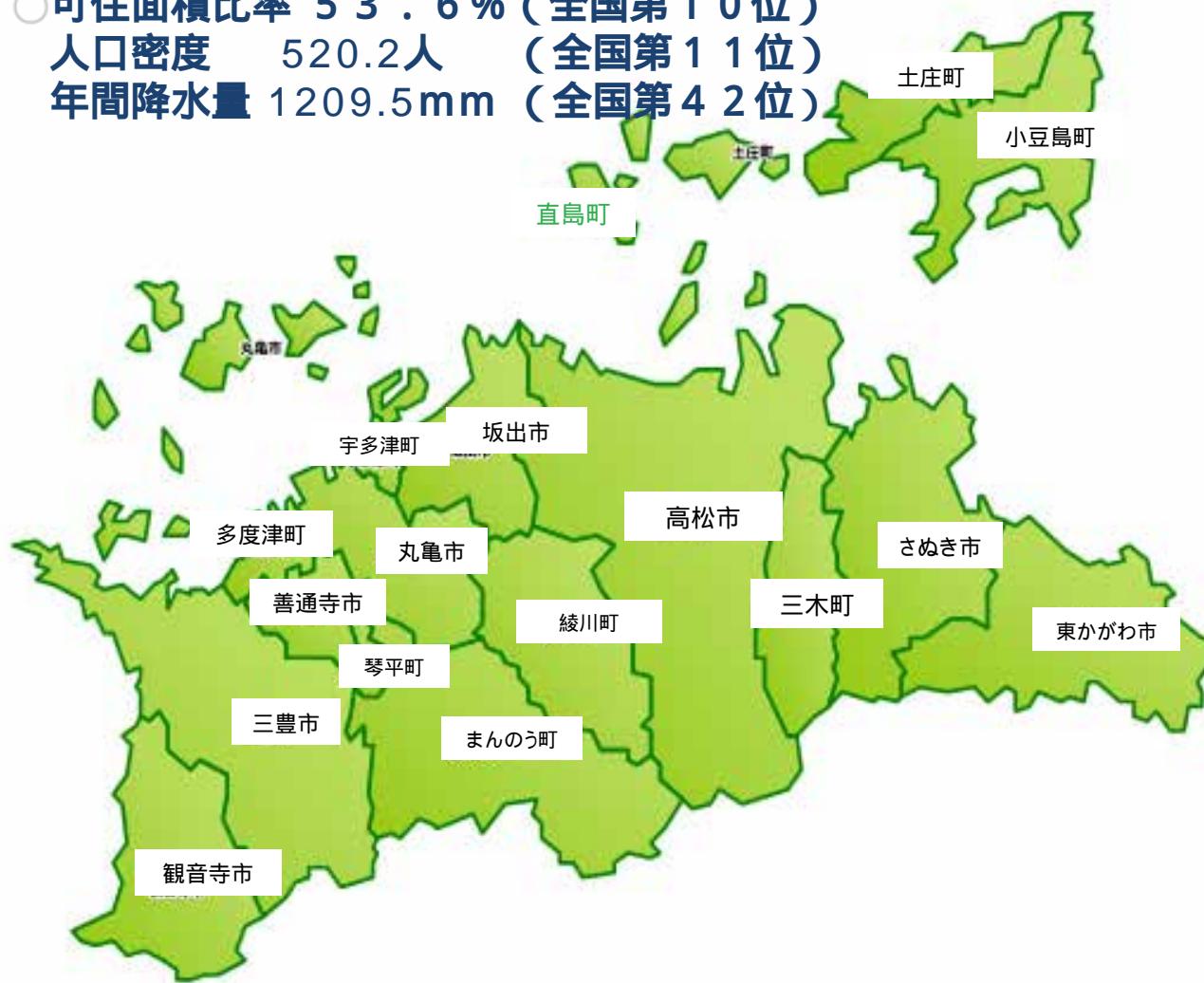
水道事業の広域連携について (事例紹介)

香川県政策部

香川県内水道事業の概要

香川県の主な指標

人口 976,263人 (全国第39位)
 県土面積 1876.72km² (全国第47位)
 ○可住面積比率 53.6% (全国第10位)
 人口密度 520.2人 (全国第11位)
 年間降水量 1209.5mm (全国第42位)



項目	数値
水道事業	上水道 16 簡水用供 15 2
給水人口 (H42予測)	96.6万人 (88万人)
水道普及率	99.4%
基幹管路の耐震化率 (全国平均)	15.6% (23.6%)
香川用水受水比率	48.9%
水道料金	最低 家庭用 20m ³ 使用 1月(税抜) [H29.4] 最高 4,195円

県内水道事業の課題と広域化の効果

現況と課題

- ∅ 人口減少による給水収益の減少
- ∅ 施設の老朽化による更新需要の拡大
- ∅ 従事職員の高齢化による退職者増
- ∅ 全国平均を下回る施設耐震化
- ∅ 施設整備水準や水道料金の格差
- ∅ 香川用水の取水制限の頻発化

(求められる対応)

- 業務の効率化、経営基盤の強化
- 施設の計画的な更新
- 職員数の最適化と技術の継承
- 早急な耐震化の推進
- 施設整備水準やサービスの平準化
- 香川用水の取水制限等への対応

県内水道事業の広域化

期待される効果

- ∅ 計画的・効率的な施設整備による更新費用削減
- ∅ 業務の共同化や事業規模拡大による効率的な人員配置や人材育成
- ∅ 水源の一元管理や管理体制の充実による安全な水道水の安定供給
- ∅ 組織規模の拡大による災害時の危機管理体制の強化、利便性の充実

広域化により、運営基盤の強化や住民サービス水準の向上を図る

香川県における水道広域化の検討経緯

H20

- 県及び市町水道担当者による**水道広域化勉強会**を開始

H21

- トップ政談会（知事と市長・町長で構成）において水道広域化が議題に

H22

- 水道関係有識者で構成する**香川県水道広域化専門委員会**の設置

H23

- 香川県水道広域化専門委員会から知事へ「県内水道広域化・一元化」を提言

- 知事及び8市9町長で構成する**香川県水道広域化協議会**の設置

H24

- 香川県水道広域化協議会における中間とりまとめ

- **香川県広域水道事業体検討協議会**の設置（県及び8市8町で構成）

H26

- 香川県広域水道事業体検討協議会が水道広域化に関する基本的事項をとりまとめ

H27

- **香川県広域水道事業体設立準備協議会（法定協議会）**設置（県及び6市8町で構成）

H28

- 香川県広域水道事業体設立準備協議会へ新たに2市が加入（県及び8市8町で構成）

H29

- 知事及び8市8町長が「**香川県水道広域化基本計画**」等に合意し、**基本協定を締結（8月）**

香川県水道広域化基本計画の概要

組織体制等	財務運営等
組織形態は企業団とし、設立時の企業長・副企業長は、構成団体の首長から選任	平成39年度まで、旧事業体ごとに区分経理を行い、費用収益のバランスを確認しながら水道料金を設定し、内部留保資金を料金収入の50%程度、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるよう財務運営
企業団議会（議員定数27人）を置き、議員は構成団体議員から選出	区分経理期間中、平均改定率10%を超える料金改定を回避するために一般会計から繰出
管理運営上の重要事項を協議するため構成団体首長を委員とする運営協議会を設置	各事業体の事業用資産、資本及び負債は、企業団に引継
設置当初は構成団体から企業団へ職員を派遣するが、順次、身分移管や企業団での新規採用を実施	

香川県水道広域化基本計画の概要

施設整備等	その他
事業基盤を強化し、広域的な水融通を円滑に行うために必要な広域的施設を整備	各事業体の運営している簡易水道事業は、企業団設立までに上水道事業に統合し、県が運営している工業用水事業は、企業団において、水道事業会計と別会計にて運営
更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備事業計画を策定	企業団において下水道事業の移管は受けないが、一元的に処理することが可能な業務は、市町からの委託を受けて実施
施設能力や配水区域等で合理的・経済的な施設は継続して運用、整理できる施設は運用を休廃止し更新需要を抑制	
事業等を着実に実施するため、生活基盤施設耐震化等交付金を活用	

香川県水道広域化基本計画の概要

事業開始時	平成32年度～	平成40年度～
財務システム、設計積算・工事検査業務、水質検査計画の統一	事務所を県内5か所のブロック事務所に集約	旧事業体ごとの財務基盤（内部留保資金・企業債残高）を一定基準の範囲内に調整（39年度までに）
旧事業体単位で事務所を設置し、区分経理を実施	料金、給水工事システム等の統一 検針・調定・収納の取扱の統一	区分経理を終了し、水道料金等を統一
人事給与システム、入札参加者名簿の統一（31年度から）	入札・契約制度の統一	

香川県水道広域化の今後のスケジュール

- 平成 29 年 9 月 県議会・市町議会において企業団設置議案を議決
～ 10 月
- 11 月 香川県広域水道企業団（仮称）設置
(総務大臣許可後)
- 平成 30 年 1 月 企業団議会（第 1 回）を開催
～ 2 月 （企業団条例・平成 30 年度予算等を審議）
- 3 月 水道事業創設認可（厚生労働大臣）
- 4 月 企業団において水道事業開始



飯野山（讃岐富士）



広域水道事業体設立準備協議会

御清聴ありがとうございました



讃岐うどん



香川用水